

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
當日が休日になると翌日)

五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次の
とおり縦覧に供する。

昭和六十三年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇告 示 土地改良事業の認可申請の適否の決定（三件）（農村整備課）

土地改良事業の認可（二件）（〃）

保安林の指定（二件）（造林課）

保安林の指定の解除（〃）

保安林の指定予定（〃）

選挙管理委員会の招集

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間
昭和六十三年十月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所
倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五十七号

日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）洞地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

鳥取県告示第九百五十六号
倉吉市谷二七九長柄正一ほか二十四人の者が共同して行う土地改良事業（非補助事業湯谷地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年十月十五日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
日南町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 五 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五十八号

岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）山の神地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）丸山地区区画整理）を昭和六十三年十月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良

- 一 縦覧に供する書類

3 昭和63年10月14日 金曜日

鳥取県公報

事業（地区再編農業構造改善事業門前地区区画整理）を昭和六十三年十月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百六十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和六十三年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所
氣高郡鹿野町大字鹿野字家後二四五三、二四五五、二四五七の二、字御城山二四九〇、字流シ山二四九二の一、二四九三

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(+) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字家後二四五七の二、字御城山二四九〇（次の図に示す部分に限る。）

(+) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(+) 主伐として伐採をことができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

四 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和六十三年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所
米子市皆生新田三丁目三五一

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(+) 主伐は、択伐による。

- (二) 主伐として伐採をることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 3 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び米子市役所に備え置いて総覽に供する。)
- 鳥取県告示第九百六十三号**
- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
- 昭和六十三年十月十四日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一 解除に係る保安林の所在場所
- 米子市皆生新田三丁目三四八の一、三五二の二
- 二 保安林として指定された目的
- 1 潟害の防備
- 3 解除の理由
- 4 指定理由の消滅

鳥取県告示第九百六十四号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡佐治村大字中字後口畠一一五の一九

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件**(一) 立木の伐採の方法**

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度は、次のとおりとする。**1 保安林予定森林の所在場所**

東伯郡関金町大字関金宿字城山平一三六七・一三六九の一（以上二

筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法。

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
- (「次のとおり」及び「次の図」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十号

昭和六十三年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十三年十月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

- 一 日時 昭和六十三年十月十九日（水）午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員室
- 三 議題 昭和六十三年度青年リーダー研修会開催要領について